

令和 2 年 1 1 月 1 2 日

新規開設予定保育園 代表者 様

千葉県子ども未来局子ども未来部  
幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長**新規開設園の利用定員の設定について**

日頃より、本市子ども未来局行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規開設園については、一般的に、開園 2 年目まで 4・5 歳児に定員割れが生じ、利用定員と実際の入所児童数に乖離が生じることにより、園運営においての不安定要素となっております。

利用定員については、認可定員と一致させることが基本とされていますが、定員が充足されるまでの間の安定的な園運営を確保するため、開園 2 年目までの利用定員の設定について、下記のとおりのお取り扱いを可能といたしますので、ご了知のほど、よろしくお願い申し上げます。

**記****1 利用定員の設定方法**

開園時の入所児童数まで利用定員を引き下げることが可能とします。

※入所児童数の属する定員区分の上限までの引き下げを基本とする。

※入所児童数の合計を下回る定員設定は不可。

※4・5 歳児の定員は必ず設ける。

**2 開園後の取扱い**

開園後、設定した利用定員を上回る人数を受け入れようとする場合（入所率が 100% を超える場合）は、速やかに定員増の申請を行ってください。

なお、利用定員が認可定員に達した後の受け入れ人数は、既存園と同様、原則として利用定員の 120% 以下とします（別添 令和 2 年 7 月 28 日付け幼保運営課長通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」参照。）。

※開園当初の定員設定時に、利用定員を上回った場合の対応について誓約書を提出いただきます。

**3 適用期間**

開園から 2 年間

※認可定員 条例の基準の範囲内で、当該園の定員として認可された定員

※利用定員 給付費を支払う対象として確認された定員で、給付費単価を決めるもの

担当：制度推進班

TEL：043-245-5977

メール：shien.CFC@city.chiba.lg.jp